

発注者への意見

1. 工事検査に対する意見

1.1 写真管理に対する意見

最近では過度な写真要求があり、工事成績がある以上管理せざるを得ないため、撮影箇所が多くなり管理が大変となっている。

例：この場所の写真はないのかなど、ピンポイントで要求される。

：コンクリート養生管理(打設間隔、秒数、湿度)簡易な構造物まで管理が必要か)

：鉄筋の結束線・アスファルト乳剤の端部塗り

1.2 工事完成検査に関する意見

①工事成績評定の判断にバラツキがあると思います。

・基礎点で十分 80 点程度は取れると言われるがいつもと変わらない評定だった。

※仕様書に基づき施工し、提出した検査書類等についても十分であったが、監督職員から、この工事では好成績は難しいと言われるのはおかしいと思う。

250 万程度の工事では 10 日間位で終わり、書類・写真等もファイル 1 冊程度です。また、この期間で地域貢献、創意工夫を行うのは大変難しいことです。しかしながら受注者はこの工事 1 工事に限り入札に関係してくるので平等とは言えないと思います。工事成績評定を金額や工期に見合った設定にしてほしい。(500 万円以上とか・4 カ月以上の工期とか)

入札方式では自社の工事成績平均点数が重要になり、現場を進める私たち監督は点数を取るために仕事をしているのか、本来の公共事業なのか分からなくなってしまうことが日々あります。

※工事検査官によって検査時の指摘が違う。

例:検査員 1・品質管理ばかり 検査員 2・施工体制ばかり ;検査員によって重点とする視点が違う。

・工事成績採点について

社内規格値を設定し工事を施工しました。完成検査を受けたところ 1 点だけが社内規格値を外れたため、「書類の規格値を評価してはいけない」と、監督職員から聞いたことがあります。その様な基準案が検査課内で定められているのですか。

私たち現場を作り上げる技術者は設計図書、仕様書等に基づき工事を日々進めています。官地内や用地内で二次製品を敷設したり、現場打ち側溝を作り上げるときに社内規格値を設ける必要性があるとは思えませんし、このようなことで工事評価することもおかしいと思います。

重要な構造物は技術力を発揮し、社内規格値を設けながらしっかりと作り上げる。このような考え方が必要で一様に社内規格値を設けて工事点数を上げる事ばかり考える事は本来の公共事業とズレていると思います。

重要性・その場に合った構造的・適正な位置関係等を考え、監督員や地主・地元との調整を図りながら工事を円滑に進める方が大事だと考えます。以上のことから社内規格値の評定基準を考えてください。

②工事工種により工事評価点数が異なるため、できるだけ評価点が同じくらいになる様に評価方法にしてほしい。

* 土木一式・鋼構造物工事・法面工事等

1.3 創意工夫について

①一般的に普及した内容については評価しない、また過年度に評価した内容等については評価しないとなっています。

創意という言葉には新しい方法や新しい手法を見つけ出すこと、あるいはその新しい方法や手段を指します。現在の情報化時代では、インターネット上で建設業の創意工夫の事例が多く記載されていてほとんど手法は出尽くしています。また、工期が短い工事や工事内容が単純な工事では創意は難しい事です。しかし、工夫という表現にはあれこれと考え、良い方法を得ようとする、あるいはその考えついたうまい方法、という意味があります。我々現場技術者は何かがうまくいかない時、工夫を凝らしながら実現しようと努力します。

例えば 12 月、S 市でのコンクリート養生は特に風に対する工夫が必要かと思います。逆にある地域では降雪、気温の低下に対する工夫が必要です。創意はなかなか難しいですが、工夫は条件下で違いがあり全て同じとは言いきれません。検査課、監督員も創意と工夫を切り離しながら評価をお願いします。私達職員はこのようなことで飛躍的に考え方が向上していきます。

・創意工夫の現状(発注者の言葉)

【インパクトが薄い、前例がある、企業努力で行って、この工事では評価 できない。】

現場職員は工事成績を少しでも上げたく創意及び工夫を実施しているので評価されても良いのではな
いか。また、創意工夫の評価ができないのであれば事前に示すなどの発注者側の工夫が必要かと思
います。

また、地域的に最も重要な社会性等などはこれからの建設業にとって大事な項目だと思います。し
ながら現状は2 項目行ったら0.5 点、イベント行事を2 回行っても1 回の評価しか加点されません。長
期的な工期の場合では町、区の行事がかなり多くあり地域住民、子供たちと接する機会があります。こ
のような機会に建設業の魅力や重機等に直接触れ合いながら将来の若い技術者の育成に取り組むのも方
法かと思います。この様な事からも社会性等は行った回数で加点していただきたいと思
います。

②創意工夫が最近一般的に行われているからダメということが多いが、設計上計上されていなく、各現場
で工夫して行っているのを評価してほしい。

監督職員によって評価のばらつきもあるように思われる。

2. 発注者監督職員に対する意見

2.1 現場協議に関する意見

①発注図面・数量が大きく現場と異なっていることが最近多い様に感じられる。

発注前に、コンサル・発注者間で確認の上発注してほしい。

* 受注後に変更協議事項が多くあり、金額も大きく変更する為。

全般的に維持補修関係工事が多いみたいですが、以前と比べて全般的に多いと思います。

②発注前に質疑書を提出しているが、受注後現地調査及び設計照査後に協議を行った際に、質疑書が上がっていないため協議できないと監督員から言われたことがある。

受注前質疑書の時点では記載されていない、受注後に分かり協議事項として監督員との協議を行いたい事例です。拒否とまではいかないまでも、入札時点で分かっている受注したのでは？ということになかなか協議に移れないことがあります。

③情報共有システムを使用しているが、監督員協議事項がなかなか回らない。

また、検査時には紙ベースでの検査の為、情報共有システムと竣工書類(紙)の両方となっているので、無駄が多い。担当者によって金額に係る協議がなかなか回らないようです。

④監督職員と協議を行っても設計変更の対象とならない。

- ・仮設排水、仮設道路等について現場にあっていない。現場に適した仮設を協議しても根拠がないと設計変更の対象にならず受注者は仕方なく設計以上のお金がかかってしまう施工承諾を余儀なくされる。
- ・根拠となる資料作成にも時間を要する。(受注者が設計業務等をしなければならない。)
- ・たとえ提出しても回答までに時間がかかる。(発注者側の対応が遅く日数を要する。)
- ・現場を見れば判断はつくと思う。(机の上ではなく現場を目で確認し判断してほしい。)
- ・コンクリートの取扱いについて

公共工事では高炉セメントの使用が原則ですが、冬期間の工事では、工期や外的条件(天候・外気温)などに左右されるため、養生管理に常に不足の日数がかかってしまう。このため、コンクリート強度の増しや、早強セメントによる対応を施工承諾でお願いしたい。

【現場事例 1】

中山間事業(圃場整備)で表土剥ぎ取り後重機が作業、移動する際において基盤や昇降路が凹凸になってしまうので敷鉄板を敷いて施工するようにと地元関係者からの指摘があり、その立会結果について打合せ簿で監督職員と協議を行っても「共通仮設費で見ている・企業努力でやってほしい」との返答で、受注者は地元の方との板挟みになる。鉄板のリース代、運搬費は受注者負担となり、リース期間は 2 か月～3 か月間に及ぶこともあり設計外の金額がかかる。企業努力にも限界があり、発注前の地元説明をしっかりと行ってほしい。

【現場事例 2】

中山間事業で水替工の代替として仮設水路工(仮排水パイプ)で計上されている。仮パイプでの水替えは用地幅がなく管勾配も確保できず現場に沿った設計と全くなっておらず、監督職員と協議を行っても「変更は出来ない」の一言で済ませてしまいます。受注者は工事を進めるための仮設計画については、現場に応じた最低限を提言しているつもりですが反映されません。発注者は設計費の軽減に努めているとは思いますが、現場での施工実現が無理な場合は、協議・変更としていただきたい。

2.2 写真管理に対する意見

①写真管理基準の緩和(特に出来形管理基準)

- ・出来形管理写真箇所が多く、現場での写真撮影・写真整理に相当の時間を要する。
- ・日中は現場管理、夕方からの写真整理で残業の大きな原因になっている。

建設業の働き方改革も今年度から始まり休日が増えて行く中、検査書類作成等で残業が余儀なくされ時代に逆行している。電子黒板の使用も時間の短縮になるが、複雑なアプリ・前準備時間等でかなりマニプックな機能で余り普及していない。

また、簡易な構造物(接続、屈曲、間詰コン)等は代表写真とするなど簡素化する事により重要構造物の考え方を学び取る時間、余裕ができ若い技術者に教えることができる。

2.3 書類等に関する意見

①書類の簡素化が進んでいない。

- ・紙書類が減るところか増えている。発注者側の基準がないため、受注者は工事成績が今後の入札に過大な影響を及ぼすため、提出する義務のないものまで書類作成している。(地方の某県土木部発注工事における工事関係書類の簡素化について)

一業者が書類の簡素化をするのは上記の事があるので無理だと思います。発注者側からの書類簡素化基準案をわかりやすく明示し、必要以上に書類を作成しても工事成績が上がらない趣旨を統一してください。受注者は各業者が同一条件であれば書類作成の残業・休日出勤を軽減出来ます。

②情報共有システムについて。

情報共有で発注者側は書類の簡素化を図っていますが、提出した施工計画書・打合せ簿・履行報告書等が1~2カ月経過しても決済されません。特に打合せ簿は工事進捗に重要であるため電話で催促します。しかしながら監督職員が多くの工事現場を担当している為に、監督職員の判断が必要な場合でもなかなか連絡が取れず工事進捗に遅れが出ます。情報共有システムは時間短縮も利点ですから早期の決済をお願いします。発注者側が閲覧しなければ全く意味がありません。また、情報共有システムを行っても、検査書類時には紙で提出しなければなりません。2重提出にならないようにお願いします。

③各土木事務所で、下請届等の提出書類への指示内容が異なっているので、統一してほしい。

総務のほうで言うことが違う事例があります。添付するチェックリストの日付について、T 土木事務所では契約日と指示されたが、F 土木事務所では下請け届の提出日と指示がある。

④建設作業員名簿は危険予知活動等があり不必要なのでは？紙だけ多くなる。

⑤安全教育訓練は大きな現場であれば作業員の変動が少なくほぼ全員出来るが、小さな現場では全作業員が安全教育訓練を受けることが不可能であるため、月1回の安全教育訓練が行われていればいいのでは。

安全教育訓練は、半日以上/月行うことと共通仕様書に記載されていますが、現場作業に従事する全

での作業員が安全教育を受けることが小さな現場になるほど難しいという意味です。

⑥どの工種・時期で中間検査・事務所確認検査を受検しなければいけないかを特記仕様書に記載してほしい。

受注者としては、特記仕様書に記載がない場合、監督員確認でいいと思っけても施工中に中間検査・事務所確認検査になるとそれなりの労力がかかります。中間検査・事務所確認検査は特記仕様書への記載を徹底していただけると助かります。

⑦新幹線・オリンピックの関係で、使用材料・機械の入手が厳しくなっている為、工期・金額に影響が出ている為、県としても工期・金額を考慮できないか。

3. その他の情報

M建設会社は、初任給を23万円にした。→企業説明会でブースに来てもらえる。

以上(2019.06.27 現在)

